

## 第 2 号議案

亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について

亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 27 年 6 月 8 日提出

亀 岡 市 長 栗 山 正 隆

### 亀岡市税条例等の一部を改正する条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第 1 条 亀岡市税条例（昭和 30 年亀岡市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「当該各号の」を「当該各号に」に改め、同条第 3 号中「市が」を「、市が」に、「又は名称」を「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））」に改め、同条第 4 号中「市が」を「、市が」に改め、「氏名」の次に「（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号）」を加える。

第 23 条第 2 項中「法人税法第 2 条第 12 号の 18」を「法第 292 条第 1 項第 14 号」に改める。

第 32 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、同法第 60 条の 2 から第 60 条の 4 までの規定の例によらないものとする。

第 35 条の 3 第 8 項中「寮等の所在」の次に「、法人番号」を

加える。

第35条の4の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 納税義務者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第59条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第59条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第68条第2項第1号中「氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第84条第2項第2号中「氏名若しくは名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

第84条の2第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第115条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第123条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第4条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

7 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第10条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第13条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第16条を附則第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第77条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

#### 第16条の2 削除

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中亀岡市税条例附則第16条を第15条の2とし、同条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた月から起算して14年を

経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第77条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第77条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中亀岡市税条例第32条第2項及び第35条の4の3第4項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成28年1月1日
- (2) 第1条中亀岡市税条例第23条第2項の改正規定及び附則第4条第1項及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第4項及び附則第5条の規定 平成28年4月1日
- (3) 第1条中亀岡市税条例第2条第3号及び第4号、第35条の3第8項、第51条第2項各号、第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第68条第2項第1号、第84条第2項第2号、第84条の2第2項第1号、第115条の3第2項第1号並びに第123条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号の改正規定並びに次条第3項及び第5項、附則第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25

年法律第 27 号) 附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 32 条第 2 項の規定は、平成 28 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 27 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 51 条第 2 項第 1 号の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

4 新条例第 23 条第 2 項の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第 35 条の 3 第 8 項の規定は、前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第 35 条の 3 第 8 項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の亀岡市税条例(以下「旧条例」という。)第 35 条の 3 第 8 項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 27 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 26 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 59 条の 2 第 1 項第 1 号、第 59 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 68 条第 2 項第 1 号並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号、第 9 項第 1 号及び第 10 項第 1 号、第 13 条の 4 第 2 項第 1 号、第

3 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 59 条の 2 第 1 項並びに第 59 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、新条例第 68 条第 2 項並びに附則第 13 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定する申請書又は旧条例附則第 10 条の 3 第 1 項から第 10 項まで及び第 13 条の 4 第 2 項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した第 59 条の 2 第 1 項並びに第 59 条の 3 第 1 項及び第 2 項に規定する申出書、旧条例第 68 条第 2 項並びに附則第 13 条の 4 第 3 項及び第 4 項に規定する申請書又は旧条例附則第 10 条の 3 第 1 項から第 10 項まで及び第 13 条の 4 第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 10 条の 2 第 7 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に新築される地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「新法」という。）附則第 15 条の 8 第 4 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例第 84 条第 2 項第 2 号及び第 84 条の 2 第 2 項第 1 号の規定は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第 84 条第 2 項並びに第 84 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第 84 条第 2 項並びに第 84 条の 2 第 2 項及び第 3 項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度分の軽自動車税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第 16 条の 2 に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る市たばこ税については、



なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第89条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 千本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 千本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 千本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第92条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第92条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）第1条の規定による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第92条第2項	第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第92条第3項	第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第92条第4項	第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第

469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第86条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第92条第4項及び第5項、第94条の2並びに第95条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第92条第1項若しくは第2項	亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年亀岡市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第5条第6項、
第19条第2号	第92条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
第19条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第92条第1項若しくは第2項の申告書又は第115条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
第92条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第92条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項
第94条の2	第92条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第5項
	当該各項	同項
第95条第2項	第92条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第5条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ三級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ三級品につき納付さ

れた、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第92条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ三級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第9項
	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成29年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成29年10月2日

第7項の表以外の部分	第4項から	第9項、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第10項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第10項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第10項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第9項

- 1 1 平成30年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したもの

とみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

- 12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第11項
	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成30年5月1日
第6項	平成28年9月30日	平成30年10月1日
第7項の表以外の部分	第4項	第11項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者

等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ三級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第19条の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第19条第2号の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第19条第3号の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第92条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項

第7項の表第92条第5項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第94条の2の項	附則第5条第5項	附則第5条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第95条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第115条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第115条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第123条第1号の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第123条の規定による報告について適用し、同日前に行われた旧条例第123条の規定による報告については、なお従前の例による。



## 亀岡市税条例等の一部を改正する条例案要綱

1 地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正すること。

(1) 個人市民税

住宅ローン減税措置の対象期間の延長を行うこと。

(2) 固定資産税

固定資産税の家屋の地域決定型地方税制措置を次表のとおり設けること。

対象資産	対象取得年度	参酌特例率 (導入幅)	市導入特例率
サービス付き 高齢者向け住宅	平成27年度 ～平成28年度	3分の2 (2分の1～6分の5)	3分の2

(3) 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した軽自動車（新車に限る。）で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度に限り軽自動車税のグリーン化特例（軽課税）を次表のとおり定めること。

ア 電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）について、税率を概ね100分の75軽減すること。

車種区分			軽減税率（円）	
			改正前	改正後
三輪			3,900	1,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	1,800
		自家用	10,800	2,700
	貨物用	営業用	3,800	1,000
		自家用	5,000	1,300

イ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費の良いもの（ガソリン車に限る。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの（ガソリン車に限る。）について、税率を概ね100分の50軽減すること。

車種区分			軽減税率（円）	
			改正前	改正後
三輪			3,900	2,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	3,500
		自家用	10,800	5,400
	貨物用	営業用	3,800	1,900
		自家用	5,000	2,500

ウ 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値を満たすもの（ガソリン車に限り、イの軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（ガソリン車に限り、イの軽自動車を除く。）について、税率を概ね100分の25軽減すること。

車種区分			軽減税率（円）	
			改正前	改正後
三輪			3,900	3,000
四輪 以上	乗用	営業用	6,900	5,200
		自家用	10,800	8,100
	貨物用	営業用	3,800	2,900
		自家用	5,000	3,800

- (4) 市たばこ税の旧3級品紙巻たばこの特例を平成28年度から平成31年度までに段階的に廃止すること。

旧3級品紙 巻たばこに 係る税率	現行(円)	改正後(円)			
		平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日
	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262

※税率は1,000本あたり

- (5) その他所要の規定整備を図ること。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1の(1)の改正は平成28年1月1日から、1の(3)及び1の(4)の改正は平成28年4月1日から施行すること。